

令和7年6月2日

保護者の皆様へ

大阪市立常盤小学校
校長 八木 宣行

「令和7年度(2025年度)特別支援教育就学奨励費」について

大阪市では、特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする「特別支援教育就学奨励費」制度が設けられています。

申請を希望される方は、下記のとおり申請をしてください。

なお、このお知らせは、全家庭に配付しています。

記

1 申請対象者

- ① 「特別支援学級に就学している児童・生徒」の保護者
- ② 特別支援学級に就学していないが「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒」の保護者 ※
- ③ 特別支援学級に就学していないが「弱視、難聴、言語障がい等の児童・生徒で、週1程度、障がいに応じた特別の指導（他校での通級指導）を受ける児童・生徒」の保護者

※②の障がいの程度は裏面にてご確認ください。

2 提出書類について

- ・ 特別支援学級に就学している方
⇒ お渡ししている書類に必要事項を記入し、提出してください。
- ・ 申請理由②③で申請を希望する方
⇒ 必要書類をお渡ししますので、事務室へ申し出てください。

3 申請について

令和7年6月30日（月）までに事務室へ申請に必要な書類をご提出ください。

※記入漏れがないか提出前にご確認をお願いいたします。

4 申請に関する問い合わせ先

大阪市立常盤小学校 事務室（電話：06-6623-0424）

障がいの程度について（申請理由②）

教育委員会では、お子さまがどの区分に該当されるか判断できません。
学校教育法施行令第22条3に規定する障がいの程度について、お子さまが「身体障がい者手帳」又は「療育手帳」の交付を受けていない場合は、医療機関に確認し、「診断書」（本市所定様式）が必要になります。

区分	障がいの程度
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難（※1）な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して <u>医療（※2）</u> 又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して <u>生活規制（※3）</u> を必要とする程度のもの

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）等の発達障がい、又は精神障がい（精神障がい者保健福祉手帳の交付者等）は上記「障がいの程度」に該当しません。

※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。

※2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。

※3 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されること。